

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 介護保険と医療費控除

**Q** : 介護保険関連の通達が公表されたようですが、内容を教えてください。

**A** : 介護サービス費について医療費控除の取扱いが明らかにされています。

### 【解説】

介護保険法が施行されてから4か月が経過して、費用の支払いもすでに始まっていますが、国税庁ではこのほど、老人福祉施設のサービスと居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いなどを明らかにした通達を公表しました。

今回公表された通達では、まず、要介護度1～5の認定を受けた者が指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所した場合、介護費と食費の自己負担額のそれぞれ2分の1に相当する金額が医療費控除の対象となることが明らかにされています。

また、居宅サービスでは、訪問看護等と、それらとセットで行われるサービス費についてが医療費控除の対象となることが示されています。具体的には、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の5種類の居宅サービスの対価である介護保険料の自己負担部分が医療費控除の対象になります。これら5種類のサービスとセットで計画された訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護の4種類の居宅サービスについても医療費控除の対象となります。ちなみに、訪問介護等のサービスだけを受ける場合には、医療費控除の対象にはなりません。



KIMYO-I